京都市山科きずな支援事業補助金交付要綱

制定　平成２４年４月　９日
改正　平成２５年３月２６日
平成２６年３月３１日
平成２７年３月２６日
平成３０年４月２７日
令和　３年４月　１日
令和　４年４月　１日

（目的）
第１条　この要綱は、区民、地域団体、ＮＰＯ法人、大学等との「共汗・協働」によるまちづくりを推進することを目的に、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、山科“きずな”支援事業の補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
（対象団体）
第２条　補助金の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、山科区内で対象となる事業を主体的に実施する団体とする。なお、個人は対象外とする。
２　前項に該当する団体であっても、以下の各号に該当する場合は、対象外とする。
（１）「京都市暴力団排除条例」第２条第１号に規定する暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体又は構成員に暴力団員若しくは暴力団密接関係者がいる団体
（２）公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う団体
（３）前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが不適当と山科区長（以下「区長」という。）が認めた団体
（対象事業）
第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
（１）山科区内で実施されるものであること。
（２）山科のまちづくりの推進に資するものであること。
（３）次のア又はイのいずれかに該当するものであること。
ア　地域団体、ＮＰＯ法人、グループ等が行うまちづくり活動や事業（以下「一般型」という。）
イ　地域団体、ＮＰＯ法人、グループ等が行うまちづくり活動や事業であって、山科区民を主な対象者とするとともに、ＳＤＧｓ（国連サミットで採択された持続可能な開発目標）のうちいずれか一つ以上を目標とし、まちづくり活動や事業の参加者等に対してＳＤＧｓの啓発等を行うもの（以下「ＳＤＧｓ型」という。）
ウ　大学の研究成果を地域に還元する事業又は学生が地域住民と共同で地域課題の解決等を行う事業。ただし、調査・学術研究を主たる目的とした事業を除く。（以下「大学連携型」という。）
２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象外とする。
（１）営利、政治、宗教を目的としたもの又はそれらを助長する事業

（２）調査・学術研究及び趣味的活動を行うことを主たる目的とする事業
（３）公の秩序又は善良の風俗に反する事業
（４）参加者を恣意的に制限している事業
（５）団体の構成員を募集することを主たる目的とする事業
（６）過去に同一又は類似した事業で３回交付を受けた事業
（７）令和３年度以降、新たに申請する事業
（８）京都市の他の制度による補助金を受ける事業
（９）その他区長が適当ではないと認めた事業

３　補助金の交付対象となる事業は、各年度の４月１日から翌年３月３１日までの期間に行われるものとする。

４　同一事業に対する補助金の交付は、３回を限度とする。また、２回目及び３回目についてもそのつど第６条に規定する申請を行わなければならない。

（対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、第３条第３項に定める期間内に行われる活動であって、当該事業の実施に要する費用とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は、対象経費に含まない。
（１）補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）の運営に係る経費
（２）申請団体の研修会等への参加に要する経費
（３）申請団体の構成員に対する人件費
（４）個人給付的な経費
（５）その他区長が適当でないと認める経費

（補助金の交付予定額）

第５条　第３条第１項に規定する事業に対する補助金の交付予定額は、次の各号に定めるところにより、予算の範囲内において区長が決定する。
（１）一般型　対象となる経費の２分の１以内又は３０万円のいずれか低い額
（２）ＳＤＧｓ型　対象となる経費の３分の２以内又は３０万円のいずれか低い額
（３）大学連携型　対象となる経費の４分の３以内又は３０万円のいずれか低い額

２　補助金の交付額は、補助対象経費及び補助対象外経費の合計額から活動に係る参加費や他団体からの補助金等の収入を差し引いた額を超えない額とする。

３　申請団体が国、京都府等の他の類似の制度による補助を受ける場合は、他の補助制度を優先的に活用するものとする。

４　第１項の規定による補助金の交付額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　申請団体は、区長が定める期間内に、次に掲げる書類のうち、必要な書類を区長に提出しなければならない。
（１）山科“きずな”支援事業補助金交付申請書（第１号様式）
（２）事業計画書（別紙１－１）
（３）収支予算書（別紙１－２）
（４）定款・規約・会則又はそれに準ずるもの
（５）その他区長が必要と認めるもの

（事前着手）
第７条　申請団体は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、山科“きずな”支援事業補助金事前着手届（第２号様式）を区長に提出したときは、この限りではない。

（補助金の交付決定）
第８条　区長は、第６条の規定による申請があったときは、京都市“山科きずな”支援事業審査委員会（以下「委員会」という。）に審査を求めるものとする。
２　委員会は、区長から前項に規定する審査を求められたときは、第６条の規定により提出された申請書等を基に審査を行い、その審査結果を区長に報告するものとする。
３　区長は、委員会の審査結果に基づき、補助金の交付、交付額及び交付条件、又は不交付の決定をするものとする。
４　区長は、交付を決定したときは、山科“きずな”支援事業補助金交付決定通知書（第３号様式）により、また、不交付の決定をしたときは、山科“きずな”支援事業補助金不交付決定通知書（第４号様式）により、それぞれ申請団体に対して決定した事項を通知するものとする。
（申請内容の変更等）
第９条　前条の規定により補助金交付の決定を受けた団体（以下「被交付団体」という。）は、山科“きずな”支援事業補助金交付申請書に記載した事業の変更をしようとするとき及び事業の中止又は廃止をしようとするときは、山科“きずな”支援事業計画変更等承認申請書（第５号様式）を速やかに区長に提出しなければならない。他の類似の制度による補助が受けられなくなった場合についても同様とする。
２　前項に定める変更等が、収支予算の変更も伴う場合は、変更後の収支予算書を添えて提出しなければならない。
３　区長は、第１項の規定による申請があった場合において、これを審査し、やむを得ないと認めるときは、これを承認し、山科“きずな”支援事業計画変更等承認通知書（第６号様式）により、被交付団体に通知するものとする。また、承認しないときは、山科“きずな”支援事業計画変更等不承認通知書（第７号様式）により、被交付団体に通知するものとする。なお、一旦交付決定した交付額については、年度途中の増額は認めない。ただし、減額となる場合は認め、その内容を被交付団体に通知する。
４　被交付団体が事業を中止又は廃止した場合の当該事業に係る補助金は、全て交付しない。また、概算払を行った場合の補助金は返還しなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により事業を中止した場合で、区長がやむを得ないと認めるときは、中止までに要した経費に係る補助金を交付するものとする。
（事業完了の報告）
第１０条　被交付団体は、第６条の規定により申請した事業が完了したとき（事業の中止又は廃止について、区長の承認を受けたときを含む。）は、事業が終了した日の翌日から起算して、３０日以内又は事業実施年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。
（１）山科“きずな”支援事業完了報告書（第８号様式）

（２）事業報告書（別紙２－１）
（３）収支決算書（別紙２－２）
（４）領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
（５）その他区長が必要と認めるもの

（関係書類の保存）

第１１条　被交付団体は、補助の対象となった事業の実施に関する書類及び経費の収支に関する書類を整備し、前条の事業報告書を提出した後５年間保存しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第１２条　区長は、第１０条の規定による報告があった場合において、当該報告に係る事業が適切に行われたと認められるときは、補助金の交付額を確定し、山科“きずな”支援事業補助金交付額確定通知書（第９号様式）により通知し、補助金を交付する。

（補助金の概算払）

第１３条　前条の規定にかかわらず、被交付団体は、条例第２１条第２項の規定による補助金交付予定額の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、あらかじめ、第6条第1号の規定による山科“きずな”支援事業補助金交付申請書でその旨を区長に届け出たうえで、山科“きずな”支援事業補助金概算払請求書（第１０号様式）を区長に提出しなければならない。

２　前項の規定による概算払の請求があった場合、区長は、速やかに概算払請求書の内容を審査し、特に必要があると認めるときは、事業の完了前に第８条第3項で決定した交付予定金額の４分の３以内で概算払をすることができる。

（補助金の精算等）

第１４条　前条の規定により被交付団体が補助金の概算払を受けたときは、事業終了後、第１０条に規定する書類を区長に提出するとともに、山科“きずな”支援事業補助金精算報告書（第１１号様式）を提出し、精算を行い、過払いについては、返納しなければならない。

（補助金の交付取消し等）

第１５条　区長は、被交付団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命じることができる。

（１）不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
（２）補助金の交付目的以外に補助金を使用したとき
（３）補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
（４）この要綱の規定に違反したとき

２　区長は、前項の規定により、補助金の交付決定の取消し等の決定を行った場合には、速やかに山科“きずな”支援事業補助金交付決定取消通知書（第１２号様式）により、被交付団体に通知する。

（会場提供）

第１６条　被交付団体は、第８条の規定による決定を受けた事業等の推進のため、区役所会議室を事業の会場として使用することができる。

（広報）
第１７条　区長は、第８条の規定による決定を受けた事業等の推進に必要と認めるときは、市民しんぶん山科区版及び山科区役所ホームページ等への掲載により広報することがある。
（補則）
第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成２４年４月９日から実施する。

附　則（平成２５年３月２６日決定）
この要綱は、平成２５年４月１日から実施する。

附　則（平成２６年３月３１日決定）

（施行期日）
１　この要綱は、平成２６年４月１日から実施する。
（適用区分）
２　この要綱による改正後の京都市山科きずな支援事業補助金交付要綱第４条第３項の規定は、この要綱の実施の日以後に交付を決定する事業について適用し、同日前に交付を決定した事業については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年３月２６日決定）
この要綱は、平成２７年４月１日から実施する。

附　則（平成３０年４月２７日決定）
この要綱は、平成３０年５月１日から実施する。

附　則（令和３年３月２４日決定）
この要綱は、令和３年４月１日から実施する。

附　則（令和４年３月２９日決定）
この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

第１号様式（第６条関係）

山科“きずな”支援事業補助金交付申請書

（宛先）京都市山科区長	年　　月　　日
住所（団体の主たる事務所の所在地） 〒　　－	団体の名称及び代表者の役職・氏名 （団体名） （代表者役職・氏名）

山科“きずな”支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、補助金の交付を申請します。

事業名		
区　分 （該当に○）	１　一般型　　２　ＳＤＧｓ型　　３　大学連携型	
交付申請額	円　（収支予算書の「区補助金」の額）	
	概算払	希望する　・　希望しない　（該当に○）
この事業の 申請回数	回目※ 同一事業での交付は３回まで可	

＜団体の概要＞

団　体　名			
設 立 時 期	年　　月	構成人数	人
ホームページ		E-mail	
これまでの 活 動 内 容			
	今回申請する事業以外で、過去に山科“きずな”支援事業補助金の交付を受けたことがある団体は、「事業名」と「交付を受けた年度（期間）」を記載してください。		
	事業名	交付年度	

連絡責任者	ふりがな			
	氏　名			
	書　類 送付先	(〒　　　－　　　)		
	電　話	(　　　　)　　　－ ※必ず連絡をとれる電話番号を記載してください。		
	ＦＡＸ		E－mail	
連絡手段の 優先順位	(　　) E-mail　　(　　　) FAX　　(　　) TEL (　) 内に優先順位を１、２、３で記入してください。			

＜役員名簿＞（別紙添付可）

役　職	氏　名	住　所

関　係　書　類	区担当者確認欄
事 業 計 画 書（別紙１－１）【必　須】	
収 支 予 算 書（別紙１－２）【必　須】	
定 款 ・ 会 則　【必　須】	
役員名簿（別紙で提出する場合のみ）	
参考資料（団体の概要・パンフレット等）	

（別紙１－１）

事　業　計　画　書

団体名：

<table>
<tr><td colspan="2">事　業　名</td><td>（わかりやすい名称をつけてください）</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施期間</td><td>年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">活動の範囲</td><td>□ 区全域　　□（　　）学区・地域内　　□（　　）町内
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業種類</td><td>（該当するものを〇で囲んでください。複数選択可）
1　自然を守り環境美化・保全を進める事業　2　まちの魅力・観光を磨き高める事業
3　交通環境の利便性の向上につながる事業　4　子どもと子育てを応援する事業
5　障害のある方の社会参加を応援する事業　6　健康寿命の延伸につながる事業
7　地域のつながりを強める事業　8　暮らしの安心・安全を高める事業
9　その他（　　　　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td></td><td>主な活動</td><td>（　　）選択した番号のうち、最も重点をおいている活動を１つ選んでください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目指すSDGsの目標
（SDGs型のみ記載）</td><td>（該当するものを〇で囲んでください。複数選択可）
1　貧困　2　飢餓　3　保健　4　教育
5　ジェンダー　6　水・衛生　7　エネルギー　8　経済成長と雇用
9　インフラ、産業化、イノベーション　10　不平等　11　持続可能な都市
12　持続可能な消費と生産　13　気候変動　14　海洋資源
15　陸上資源　16　平和　17　実施手段</td></tr>
<tr><td></td><td>啓発等の具体的な活動</td><td>（参加者等に対して、どのようなＳＤＧｓの啓発活動等を行うか具体的に記載してください（ＳＤＧｓ型のみ））</td></tr>
<tr><td colspan="2">今回申請する活動の状況</td><td>□　①　立ち上げ期（取組開始から３年目まで）
□　②　継続実施（取組開始から３年以上経過）
②を選択した場合は、今回充実を図る点を下記に記載してください。
（　　　　　　　　　　　　　　　　）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>事業の目的</td><td colspan="2">（達成目標を具体的に記入してください）</td></tr>
<tr><td>事業に対する
社会のニーズ</td><td colspan="2">（実施する事業に対するニーズを具体的に記入してください）</td></tr>
<tr><td>対象者及び
見込み人数</td><td colspan="2">（どのような人を対象に実施するのか、どのような方が事業に参加するのかを具体的に記入してください）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業内容
（スケジュール）</td><td colspan="2">（事業内容のほか、事業の実施による効果を記入）</td></tr>
<tr><td>時期</td><td>実施内容（名称、場所、参加予定人数等）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

事業実施における工夫	
前年度の課題及び課題解決に向けた工夫	
補助金の活用による事業の効果	
補助期間終了後の事業実施予定	

（別紙１－２）

収 支 予 算 書

事業名	
団体名	

１　収入

項　目	内　訳 併用する他の補助・民間助成金の名称や事業収入の積算単価・数量等を具体的に記入してください。	金額（円）
区補助金	山科“きずな”支援事業補助金	
府交付金等		
民間助成金等		
事業収入 （参加費、寄付金、物品売上金等）		
自己負担		
収入合計（A）…支出合計（D）と一致すること		

※　他の類似の制度による補助を受ける場合については、申請中や申請見込みのものも記入してください。

２　支出

項　目	内　訳 支出目的や積算単価・数量を具体的に記入し、欄が足りないときは行を追加するか、別紙にまとめてください。支出予定のない項目は、適宜、削除してください。	金額（円）
謝金		
旅費・交通費		
印刷製本費		
使用料・賃借料		
物品購入費		
委託料		
通信運搬費		
その他		
補助対象経費　　計　（B）		

補助対象外経費		
補助対象外経費　計　（C）		

支出合計　（D）：　（B＋C）…　収入合計　（A）　と一致すること	

第２号様式（第７条関係）

年　　月　　日

山科“きずな”支援事業補助金事前着手届

（宛先）京都市山科区長	年　　　　月　　　　日
住所（団体の主たる事務所の所在地） 〒　　　－	団体の名称及び代表者の役職・氏名 （団体名） （代表者役職・氏名）

　　年　　月　日付けで申請しました標記の補助事業について、交付決定前に着手しますので届け出ます。

　なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

１　補助事業名

２　事前着手の理由

３　着手予定年月日

　　　年　　月　　日

※　事業着手の理由については、その必要性がわかるよう、具体的に記述してください。

第３号様式（第８条関係）

年　　月　　日

様

京　都　市　山　科　区　長

（担当：地域力推進室総務・防災担当）

山科“きずな”支援事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった山科“きずな”支援事業補助金について、交付することを決定しましたので通知します。

１　申請事業名

２　補助金交付予定額

３　交付の条件

（１）事業の変更等をしようとするときは、第９条の規定に基づき、区長の承認を得なければならない。

（２）事業が完了した場合は、第１０条の規定に基づき、事業が終了した日の翌日から起算して、３０日以内又は事業実施年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、完了報告書等を提出しなければならない。なお、特に必要があると認めるときは、第１３条の規定に基づき、事業の終了前に、補助金交付予定額の全額又は一部について概算払を受けることができる。

（３）この補助金の交付の決定後、第１５条第１項の規定に該当すると認められる場合は、補助金の交付金額の全額又は一部を返還しなければならない。

第４号様式（第８条関係）

年　　月　　日

様

京　都　市　山　科　区　長

（担当：地域力推進室総務・防災担当）

山科“きずな”支援事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった山科“きずな”支援事業補助金について、不交付とすることを決定しましたので通知します。

（不交付の理由）

第５号様式（第９条関係）

山科“きずな”支援事業計画変更等承認申請書

（宛先）京都市山科区長	年　　　月　　　日
住所（団体の主たる事務所の所在地） 〒　　　－	団体の名称及び代表者の役職・氏名 （団体名） （代表者役職・氏名）

年　　月　　日付けで補助金交付の決定通知を受けた事業計画を、次のとおり変更等したいので承認願います。

申請事業名	
変更等の内容	
変更等の理由	

※　上記の変更が、収支予算の変更等も伴う場合は、変更後の山科“きずな”支援事業補助金収支予算書を添えて提出してください。

第６号様式（第９条関係）

年　　月　　日

様

京　都　市　山　科　区　長

（担当：地域力推進室総務・防災担当）

山科“きずな”支援事業計画変更等承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった山科“きずな”支援事業計画変更等承認申請書に基づき、変更等を承認しましたので通知します。

１　申請事業名

２　補助金交付予定額

３　交付の条件

（１）事業の変更等をしようとするときは、第９条の規定に基づき、区長の承認を得なければならない。

（２）事業が完了した場合は、第１０条の規定に基づき、事業が終了した日の翌日から起算して、３０日以内又は事業実施年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、完了報告書等を提出しなければならない。なお、特に必要があると認めるときは、第１３条の規定に基づき、事業の終了前に、補助金交付予定額の全額又は一部について概算払を受けることができる。

（３）この補助金の交付の決定後、第１５条第１項の規定に該当すると認められる場合は、補助金の交付金額の全額又は一部を返還しなければならない。

第７号様式（第９条関係）

年　　月　　日

様

京　都　市　山　科　区　長

（担当：地域力推進室総務・防災担当）

山科“きずな”支援事業計画変更等不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった山科“きずな”支援事業計画の変更等について、不承認としましたので通知します。

（不承認の理由）

第８号様式（第１０条関係）

山科“きずな”支援事業完了報告書

（宛先）京都市山科区長	年　　　　月　　　　日
住所（団体の主たる事務所の所在地） 〒　　　－	団体の名称及び代表者の役職・氏名 （団体名） （代表者役職・氏名）

山科“きずな”支援事業補助金交付要綱第１０条の規定により、事業が完了したことを報告します。

なお、本報告書に添付している領収書等の写しは、原本と相違ないこと及び正当な債権者に支払われたことを証明します。

１　交付金の額に関すること（すべての欄に金額を記入してください）

交付決定額	円	A（交付決定通知に記載の交付金額）
決　算　額	円	B（収支決算書の交付金額と一致） ※ 交付決定額を超えない範囲
概算払済額	円	C（概算払請求された場合のみ）
差　　　引	円	B－C（精算払額又は要返還額）

２　添付書類

関　係　書　類	区担当者確認欄
事 業 報 告 書（別紙２－１）【必　須】	
収 支 決 算 書（別紙２－２）【必　須】	
領　収　書　等【必　須】	
参　考　資　料（記録写真、作成したチラシ等）	

（事業報告書に関する連絡先）

担当者氏名	
電話番号	
ＦＡＸ	
Ｅメール	

（別紙２－１）

事　業　報　告　書

事　業　名	
実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
活動の範囲	□ 区全域　　□（　　）学区・地域内　　□（　　）町内 □ その他（　　　　）
事業種類	（該当するものを○で囲んでください。複数選択可） 1　自然を守り環境美化・保全を進める事業　　2　まちの魅力・観光を磨き高める事業 3　交通環境の利便性の向上につながる事業　　4　子どもと子育てを応援する事業 5　障害のある方の社会参加を応援する事業　　6　健康寿命の延伸につながる事業 7　地域のつながりを強める事業　　8　暮らしの安心・安全を高める事業 9　その他（　　　　）
主な活動	（　　）選択した番号のうち、最も重点をおいた活動を１つ選んでください。
事業内容	（実施日時、場所、参加者数、事業内容等を具体的に記入してください）
事業の成果	（今回の事業を通じて、生まれた連携や地域での活動の広がり、反省点などを具体的に記載してください）
今後の方向性	（今回の事業を通じて、どのような課題を把握し、今後、どのように事業を継続させるのかを記載してください）

※　必要に応じて、記入欄を広げ、別紙や写真等を添付してください。

（別紙２－２）

収　支　決　算　書

事業名	
団体名	

１　収入

項　目	内　訳 併用する他の補助・民間助成金の名称や事業収入の積算単価・数量等を具体的に記入してください。	金額（円）
区補助金	山科“きずな”支援事業補助金	
府交付金等		
民間助成金等		
事業収入 （参加費、寄付金、物品売上金等）		
自己負担		
収入合計（A）…支出合計（D）と一致すること		

※他の類似の制度による補助を受ける場合については、申請中や申請見込みのものも記入してください。

２　支出

項　目	内　訳 支出目的や積算単価・数量を具体的に記入し、欄が足りないときは行を追加するか、別紙にまとめてください。支出のない項目は、適宜、削除してください。	領収書№	金額（円）
謝金			
旅費・交通費			
印刷製本費			
使用料・賃借料			
物品購入費			
委託料			
通信運搬費			
その他			
補助対象経費　　計（B）			

補助対象外経費			
補助対象外経費　計（C）			

支出合計（D）：（B＋C）…収入合計（A）と一致すること		

第９号様式（第１２条関係）

年　　月　　日

様

京 都 市 山 科 区 長
（担当：地域力推進室総務・防災担当）

山科“きずな”支援事業補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けで交付決定した山科“きずな”支援事業補助金交付事業について、補助金交付額を確定したので、通知します。

１　申請事業名

２　交付決定日

３　決定番号

４　補助金交付額

第１０号様式（第１３条関係）

山科“きずな”支援事業補助金概算払請求書

（宛先）京都市山科区長	年　　月　　日
住所（団体の主たる事務所の所在地） 〒　　－	団体の名称及び代表者の役職・氏名 （団体名） （代表者役職・氏名）

山科“きずな”支援事業補助金交付要綱第１３条の規定により、補助金の概算払を請求します。

交付決定日	年　　月　　日
補助金の交付予定額	円
概算払をする補助金の請求額	円
概算払を必要とする理由	

第１１号様式（第１４条関係）

山科“きずな”支援事業補助金精算報告書

（宛先）京都市山科区長	年　　　　月　　　　日
住所（団体の主たる事務所の所在地） 〒　　　－	団体の名称及び代表者の役職・氏名 （団体名） （代表者役職・氏名）

１　事業名

２　補助対象期間

３　収入・支出

（単位：円）

収　入	支　出
（１）市補助金（概算払分）　　　　　円 （２）その他	
合計　　　　　　　　　　　　円	合計　　　　　　　　　　　　円
市補助金（精算払分）　　　　　円	

第１２号様式（第１５条関係）

年　　　月　　　日

様

京　都　市　山　科　区　長

（担当：地域力推進室総務・防災担当）

山科“きずな”支援事業補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付けで通知した山科“きずな”支援事業補助金交付決定について、取り消すことを決定しましたので通知します。

１　申請事業名

２　補助金交付予定額

（取消しの理由）